

## (第1回)・最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年3月25日
契約業者名	川上建設株式会社
契約業者の住所	栃木県鹿沼市緑町一丁目1番20号
工事の名称	R7圏央道環境整備他工事(第1回変更)
工事場所	自) 埼玉県久喜市下早見 至) 埼玉県幸手市木立 外1箇所
工事種別	維持修繕工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	<p>(埼玉地区)</p> <p>巡視・巡回工 1式</p> <p>排水構造物工 1式</p> <p>礫分別工 1式</p> <p>防草対策工 1式</p> <p>防護柵工 1式</p> <p>応急処理工 1式</p> <p>仮設工 1式</p> <p>(茨城地区)</p> <p>巡視・巡回工 1式</p> <p>応急処理工 1式</p> <p>仮設工 1式</p>
工期(自)	令和7年4月1日
工期(至)	令和8年6月30日
契約前の変更金額	¥138,600,000
変更金額	増 ¥240,790,000
変更後の契約金額	¥379,390,000
変更理由	<p>埼玉地区</p> <p>1. 巡視・巡回工 監督職員との協議の結果、借地復旧した田園への通水が実施された後の状況を確認する必要が生じ工期延伸をしたため、巡視・巡回工を増工する。</p> <p>2. 排水構造物工 1) 現地調査の結果、再利用品として使用予定だったプレキャストU型側溝の一部に損傷が見られたため、購入品に変更する。 2) 監督職員との協議の結果、借地返還における現況復旧のために集水枡の設置が必要となったため、集水枡工を追加する。</p>

### 3. 礫分別工

地権者との協議の結果、当初借地復旧に使用予定だった山砂が借地箇所  
に適合しなかったことから大輪SYの河川砂質土を使用することとなり礫  
分別作業の必要がなくなったため、礫分別工を削除する。

### 4. 防草対策工

関係機関との協議の結果、管理者基準に則った施工の必要が生じたた  
め、防草対策工を追加する。

### 5. 防護柵工

関係機関との協議の結果、管理者基準に則った施工の必要が生じたた  
め、防護柵工を追加する。

### 6. 応急処理工

監督職員との協議の結果、借地復旧や除草対応などの作業が増えたた  
め、応急処理工を増工する。

### 7. 仮設工

上記増工に伴い、交通誘導警備員を増員したため、交通管理工を増工す  
る。

### 8. 共通仮設費

1) 監督職員との協議の結果、諸経費動向調査を行うことになったた  
め、技術管理費を追加する。

2) 監督職員との協議の結果、快適トイレを設置したため、営繕費を追  
加する。

### 茨城地区

### 9. 巡視・巡回工

監督職員との協議の結果、工期延伸に伴い巡視・巡回回数を増やしたた  
め、巡視・巡回工を増工する。

### 10. 応急処理工

監督職員との協議の結果、除草対応やSYの土砂搬入の作業が増えたた  
め、応急処理工を増工する。

### 11. 仮設工

1) 現地調査の結果、調整池付近の汚水の対策が必要となったため、汚  
濁防止工を追加する。

2) 監督職員との協議の結果、工事用道路の管理をすることとなったた  
め、工事用道路工を追加する。

3) 監督職員との協議の結果、仮栈橋の管理をすることとなったため、  
仮橋・仮栈橋工を増工する。

4) 監督職員との協議の結果、大輪SYの管理をすることとなったため、  
土砂受入工を追加する。

### 12. 共通仮設費

監督職員との協議の結果、借地の管理をすることとなったため役務費を  
追加する。